

**【アメリカ】2021年神経学的攻撃に悩むアメリカ人被害者支援法（HAVANA法）の制定**

2021年10月8日、「神経学的攻撃に悩むアメリカ人被害者救済法（HAVANA法。Helping American Victims Afflicted by Neurological Attacks Act of 2021, P.L.No.117-46. 全3か条）」が制定、施行された。2016年以降、一部の情報機関、外交官その他の政府関係者が、任務中（特に海外駐在中）に認知機能の異常や神経機能障害を経験したと報告されており、その原因は現在も調査中である。症状は、キューバの首都ハバナに駐在する外交官から最初に報告され、それ以来、ハバナ・シンドロームと総称されている。しかし、中国やベトナム、コロンビア等に駐在する大使館職員からも同様の報告が寄せられており、複数の研究機関から科学的根拠を記した報告書が発行されているが、現時点では原因解明には至っていない。被害者の健康被害を重要視した政府、連邦議会等が救済、追加医療等の支援の必要性を認め、早期の立法化に至った。本法は、中央情報局、国務省その他の機関で働く職員が、任務中に敵対行為によって脳に損傷を受けた際に、政府が必要な給付を行う権限について定める。 海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ46/PLAW-117publ46.pdf>

・ <https://nsarchive.gwu.edu/briefing-book/cuba/2021-02-02/cdc-report-havana-syndrome-medical-mystery-remains-unresolved>

・ <https://www.belfercenter.org/publication/report-havana-syndrome-american-officials-under-attack>

**【アメリカ】カリフォルニア州における倉庫労働者の労働規制**

アマゾン社の倉庫配送センターでは、商品を配送用の箱に詰める等の仕事を担う倉庫労働者（以下「労働者」）の勤務状況が厳しく監視されている。そのために、労働者が休憩を取りにくい中、年間負傷発生率（フルタイムの仕事量を行う労働者 100 人当たりの年間負傷発生件数）は、倉庫産業平均の約 2 倍に達した。これらの労働者に十分な休憩を与え、負傷から保護するために、2021 年 9 月 22 日、カリフォルニア州議会は、労働法典第 2 節第 8.6 部（倉庫配送センター、§§ 2100-2112）の規定を新設する法律を制定した（AB701, Chapter 197 of 2021 Laws）。この法律は、2022 年 1 月 1 日に施行され、その主な規定は次のとおりである。

①この部の規定は、単一の倉庫に 100 人以上又は州内の 1 以上の倉庫に 1,000 人以上の、労働時間規制等の対象となる労働者を雇用する雇主に適用される。「倉庫配送センター」には、北米産業分類システムの 4 つの業種が含まれる。②雇主は、労働者に対し、採用時又はこの部の規定の施行から 30 日以内に、ノルマの説明を書面で提供する。この書面には、労働者が、一定期間に行うべき仕事の量、ノルマを達成できない場合に被る不利益取扱い等が明記される。③労働者は、食事若しくは休憩の時間の遵守、トイレ利用等を妨げるノルマ又は労働安全衛生法規に反するノルマを求められず、雇主は、このノルマ又は開示されないノルマに基づき労働者に対し、不利益取扱いを行ってはならない。④労働者が労働安全衛生法規の遵守に要する時間は、ノルマの適用上、仕事を行う時間とされる。⑤ノルマが労働安全衛生法規に違反すると思料する労働者は、雇主に対し、当該労働者が従うべきノルマの書面による説明及び当該労働者に関する直近 90 日間の作業速度データの写しを請求する権利を有する。雇主は、請求を受けてから 21 日以内にこれに応じる。⑥雇主が労働者に対し違法な報復を行ったとの推定が成り立つ場合が、定められる。⑦この部の規定の違反に関する請求を受けて、州又は地方の執行機関は、当該労働者のノルマ及び労働速度データの記録を請求する罰則付召喚令状等を発することができる。⑧同州産業関係局の労働コミッショナーは、同局の労働安全衛生課、労働者賃金課等と調整し、この部の規定を執行する。⑨特定の雇主において、年間負傷発生率が倉庫産業平均の 1.5 倍以上に達する場合には、労働安全衛生課及び労働者賃金課は、これを労働コミッショナーに通知する。労働コミッショナーは、これを受けて当該雇主の調査を行うか否かを決定する。⑩労働コミッショナー及び労働者は、この部の規定に基づき、差止命令を求めて訴訟を提起することができる。ただし、労働者が請求できる差止命令は、ノルマ及びその実施による不利益取扱いの差止めに限定される。⑪労働関係法規の違反に、労働者自身による訴訟の道を開いた 2004 年の法律（Private Attorneys General Act of 2004: PAGA）の規定に基づき、⑩とは別に訴訟を提起することも可能であるが、その際、雇主は、同法に基づき、労働者の訴訟提起前に違反の是正を行う権利を有する。

海外立法情報課・中川 かおり

・ [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill\\_id=202120220AB701&version=20210AB70191CHP](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill_id=202120220AB701&version=20210AB70191CHP)

**【EU】 欧州オンブズマン規程**

欧州オンブズマンは、EU 運営条約第 228 条に基づき、欧州議会により任命され、EU の諸機関や組織の活動において不当な行政行為があったとの苦情申立てを調査・報告する権限を有する職務である（本誌 255 号（2013.3）pp.32-37 参照）。申立ては、EU 市民、EU 加盟国に居住する自然人又は登記された事務所を置く法人が行うことができる。欧州オンブズマンは、苦情申立てに基づき、又は自発的に調査を行い、不当な行政行為があったと判断した場合、当該 EU 機関に調査結果を通知しなければならない。通知を受けた当該 EU 機関は、3 か月以内に見解を示さなければならない。この見解を受けて、欧州オンブズマンは、欧州議会、当該 EU 機関に報告書を提出し、申立人にも結果を通知する。欧州オンブズマンは、欧州議会の任期（5 年）ごとに欧州議会により選出され、再任が可能である。

欧州オンブズマンの職務に関しては、その細則を 1994 年の決定（Decision 94/262/ECSC, EC, Euratom）が定めていた。2021 年 6 月 24 日、1994 年の決定に代わるものとして、「オンブズマンの職務遂行に適用される規則及び一般条件に関して規定し（欧州オンブズマン規程）、決定 94/262/ECSC, EC, Euratom を廃止する 2021 年 6 月 24 日の欧州議会規則（EU, Euratom）2021/1163」（以下「欧州オンブズマン規程」。全 19 か条）が制定され、同年 8 月 5 日に施行された。同規程により、1994 年の決定は廃止された。

欧州オンブズマン規程は、苦情申立ての期限（申立人が申立ての根拠となる事実を知った日から 2 年以内）、欧州オンブズマンの選出基準、職務を補佐する事務局の設置等の細則を規定する。1994 年の決定と比較して追加された点としては、加盟国の所轄官庁や EU 機関からの機密情報提供に関する条件の明確化、EU 機関の職員による公益通報の保護に関する規定の追加、欧州オンブズマンの選出基準の追加（過去 2 年間に EU 加盟国政府、欧州議会、欧州理事会又は欧州委員会の構成員ではなかったこと）等が挙げられる。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/1163/oj>

**【EU】グローバル人権制裁制度**

2020年12月7日、人権侵害行為に関与した個人や団体に制裁を課すことを可能とする「EUグローバル人権制裁制度」を創設する「深刻な人権侵害に対抗する制限措置に関する理事会決定」(Council Decision (CFSP) 2020/1999. 全11か条及び附則)と、同制度による制裁対象者の資産凍結等を可能にする「深刻な人権侵害に対抗する制限措置に関する理事会規則」(Council Regulation (EU) 2020/1998. 全20か条及び附則2部)が制定され、同月8日に施行された。

人権侵害に対するEUのこれまでの制裁制度は、特定の国・地域を指定し、その国・地域内で発生した人権侵害行為に関与した個人や団体に限定して制裁を課することができるものであった。EUグローバル人権制裁制度の創設により、特定の国・地域を指定することなく、人権侵害行為に関与した個人や団体に制裁を課することができるようになった。

EUグローバル人権制裁の対象となる行為は、大量虐殺(genocide)、人道に対する罪、深刻な人権侵害(拷問、奴隷、裁判を経ない死刑執行等)、その他の広範で組織的な人権侵害(人身売買、性暴力、表現の自由の侵害等)等である。制裁対象者には、EU加盟国への渡航制限及び資金・資産の凍結が課される。また、制裁対象者に資金・資産提供を行うことが禁止される。

2021年3月には、2度にわたり、制裁対象者が指定された(Council Decision (CFSP) 2021/372, 2021/481; Council Implementing Regulation (EU) 2021/371, 2021/478)。同年12月8日には、同日までとされていた制度の期限が1年延長され、制裁対象者が更新された(Council Decision (CFSP) 2021/2160, Council Implementing Regulation (EU) 2021/2151)。同月13日には、制裁対象に、ロシアの3個人及び1団体が追加された(Council Decision (CFSP) 2021/2197, Council Implementing Regulation (EU) 2021/2195)。これにより、EUグローバル人権制裁制度の対象は、ロシア、中国、北朝鮮、リビア、南スーダン共和国及びエリトリアの17個人及び5団体となった。

海外立法情報課・濱野 恵

- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02020D1999-20211208>
- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02020R1998-20211208>
- <http://data.europa.eu/eli/dec/2021/2197/oj>
- [http://data.europa.eu/eli/reg\\_impl/2021/2195/oj](http://data.europa.eu/eli/reg_impl/2021/2195/oj)

**【ドイツ】公務員外観規律等法—タトゥー規制に係る判決への対応と行政デジタル化等—**

2021年7月6日に、「公務員の外観を規律し、その他公務法規を改正する法律」(BGBl. I 2021 S. 2250)が公布され、翌7日に一部を除き施行された。同法は、全18か条から成る条項法で、①公務員(官吏)の外観規律に関する法規の明確化、②老齢年金に関する規定の簡素化等、③公務員の出張旅費手続への環境基準の導入等、④行政デジタル化に係る規定を目的とし、連邦官吏法(BGBl. I 2009 S. 160)、軍人法(BGBl. I 2005 S. 1482)等を改正する。

①**公務員(官吏)の外観規律に関する法規の明確化**: 憲法に反する(verfassungswidrig)内容のタトゥーを入れていた警察官の解任に関する、2017年の連邦行政裁判所の判決(BVerwG, 17.11.2017-2 C 25.17)が、同法制定のきっかけである。連邦行政裁判所は、憲法への忠誠心の欠如を理由に公務員を解任することができるとしたが、一方で、タトゥーの禁止は、公務員にも保障されている基本権(基本法(憲法に相当)第2条第1項による人格権及び第2条第2項第1文による人身の不可侵)を制限するものであり、十分に具体的な法的根拠を必要とすると判断した。さらに、2019年の連邦行政裁判所の第1軍務部の判決(BVerwG, 31.1.2019-1 WB 28.17)は、「連邦軍兵士の外観」(中央職務規則 A-2630/1. 軍人法第4条第3項第2文に基づく。)における髪型、髭、爪、宝飾品、タトゥー、ピアス等の外見上の変更に関する基準は、十分に具体的な法的根拠ではないとした。連邦官吏法等の改正により、今後、行政機能や尊敬と信頼に値する行動義務にとって必要な場合には、目に見えるタトゥー、宝飾品の着用、特定の髪型や髭を禁止することができるようになる。詳細は、連邦内務建設国土省が法規命令で規定する。

②**老齢年金に関する規定の簡素化等**: 自発的に連邦政府を早期退職した公務員、裁判官、兵士等が、より簡易な条件で老齢年金を元の使用者に請求できるようにする。老齢年金の受給資格期間の5年への短縮、年金情報の電子的申請についても規定する。コロナ禍での遺児手当受給時の不利益回避のための規定(18歳から27歳までの遺児に対する社会法典第6編(法定年金保険)第304条の規定)と同様の規定を、官吏恩給法(BGBl. I 2010 S. 150)にも置く。

③**公務員の出張旅費手続への環境基準の導入等**: 連邦政府の「気候保護計画 2050の実施のための気候保護プログラム 2030」で、連邦旅費法(BGBl. I 2005 S. 1418)に「環境適合性」と「持続可能性」を組み入れ、公務出張時の炭素排出量削減を行うことが決定された。連邦旅費法の改正により、公務出張に際し、従来の経済性と効率性の原則に加えて、環境関連の基準を考慮することが規定される。その他、旅費請求の自動処理の承認基準を導入する。

④**行政デジタル化に係る規定**: 審議過程の法案修正により、識別番号法(BGBl. I 2021 S. 591)、オンラインアクセス法(BGBl. I 2017 S. 3122, 3138)及び登録現代化法(BGBl. I 2021 S. 591)の改正が追加された。主な内容は、市民等のユーザーが公的機関間のデータ送信に関する情報表示を受けるITコンポーネントの名称変更(変更後「データ保護コックピット」)である。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/.../272243>

**【スイス】国民投票により同性婚が合法化**

スイス連邦議会は、8年にわたる議論を経て、2020年12月に同性婚を合法化する民法等改正法案（全ての人のための結婚）（Parlamentarische Initiative 13.468; BBl 2020 9913）を可決したが、女性同性婚カップルへの精子提供による「父のない子」の誕生が子の福祉に反すること等を理由に、反対派が否決を求めて国民投票に持ち込んだ。2021年9月26日の国民投票の結果、投票者の64.1%が賛成票を投じ、上記の民法等改正法は承認された。関連法令の公布の後、2022年7月1日の施行が見込まれている。スイスでは、連邦法（2004年パートナーシップ法（SR 211.231））により、2007年から同性カップルの登録同性パートナーシップ制度が施行されたが、法律婚と比べると、外国人パートナーのスイス帰化手続に時間がかかる、養子縁組や生殖補助医療で制限を受けるといった違いがあった。同性婚を合法化する民法等改正法は、民法（SR210）のほか2004年パートナーシップ法、1987年の国際私法に関する連邦法（SR 291）、1998年生殖医療法（SR 810.11）を改正する。これにより、①同性婚カップルの外国人配偶者に配偶者向けの迅速な帰化手続が適用される、②同性婚カップル共同での（どちらかの連れ子ではない子の）養子縁組が可能となる、③スイス国内における精子提供による生殖補助医療が女性同性婚カップルにも実施可能となる、といった変化が生じる。なお、同性婚の合法化に伴い、登録同性パートナーシップの新規登録は停止される。

社会労働課・前澤 貴子

・ <https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2020/2687/de>

**【韓国】 RCEP 批准同意案の可決**

2021年12月2日、韓国のRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership. 地域的な包括的経済連携。韓国語では域内包括的経済同伴者）協定批准についての同意案が国会で可決された。RCEPは、参加国15か国のうち日本を含む10か国について、2022年1月1日に発効したが、これに続いて、韓国については、2022年2月1日に発効することとなった。

RCEPへの参加に関連し、韓国では、国内法令の整備として、2021年12月29日に「植物防疫法施行規則」が一部改正され、同日施行された（農林畜産食品部令第512号）。また、2022年1月25日には「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行令」が一部改正され（大統領令第32353号）、同月28日には「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行規則」が一部改正された（企画財政部令第890号）。さらに、「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律施行令」が2022年1月25日に一部改正された（大統領令第32362号）。このほか、「家畜伝染病予防法施行規則」の改正その他農林畜産食品部（部は日本の省に相当）の告示等の制定・改正が予定された（一部は既に完了）。

また、韓国国内産業への影響に関して、対策計画が出された。特に農林畜産食品部では、果物、茶等のRCEPにより影響を受けるとされる品目についての品質競争力の向上、気候変化への対応及び災害対策の強化、国産消費基盤の拡充、海外市場へのマーケティング等を推進方案としている。海洋水産部の対策検討意見では、既存の対策等を通じて支援し、「水産物衛生検疫及び原産地の取締りの強化等を通じて国内産業基盤保護推進」を行うとした。また、産業通商資源部では、既に推進されている研究開発事業支援の強化等が挙げられている。

海外立法情報課・中村 穂佳

- [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_D2P1K1A0R0M1V1R4U5R3A0V2G6X6J5](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2P1K1A0R0M1V1R4U5R3A0V2G6X6J5)
- [http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs\\_seq\\_n=164949&bbs\\_cd\\_n=81&currentPage=1&search\\_key\\_n=&cate\\_n=&dept\\_v=&search\\_val\\_v=](http://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=164949&bbs_cd_n=81&currentPage=1&search_key_n=&cate_n=&dept_v=&search_val_v=)
- [https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/epa/rcep/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/rcep/index.html)
- <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/c837a74561a6edb0.html>
- <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/1531fd34490f6a1d.html>
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238643&lsId=&efYd=20211229&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239749&lsId=&efYd=99990101&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240153&lsId=&efYd=20220201&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239639&lsId=&efYd=99990101&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>

## 【韓国】女性の経済活動促進等に関する法律の改正

2021年12月7日、結婚、妊娠、出産等によりキャリアを中断した女性等の経済活動促進等に関する「経歴断絶女性等の経済活動促進法」が全部改正され、「女性の経済活動促進及び経歴断絶予防法（法律第18549号）」となった。この全部改正により、本則全21か条となり、2022年6月8日に施行される。

「経歴断絶女性等の経済活動促進法」は、2008年に制定、施行され、以後改正を経ていた（本誌273-1号（2017年10月）p.30を参照）。従前の法では、「経歴断絶女性等」を、「婚姻・妊娠・出産・育児及び家族構成員の世話等を理由に経済活動を中断し、又は経済活動をしたことがない女性のうち、就業を希望する女性」と定義しており（経歴断絶女性等の経済活動促進法（法律第16621号）第2条第1号）、今回の全部改正では、「経歴断絶女性等」を婚姻・妊娠・出産・育児及び家族構成員の世話又は勤労条件等を理由に経済活動を中断した女性のうち就業を希望する女性若しくは経済活動をしたことがない女性のうち就業を希望する女性のいずれかに該当する者と規定した（第2条第1号）。また、「経歴断絶予防」を、「女性が婚姻・妊娠・出産・育児及び家族構成員の世話又は勤労条件等を理由に経済活動を中断することを防止するために行う諸般の活動」と定義した（第2条第3号）。

さらに、事業主の責務として、女性の経済活動促進及び経歴断絶予防のための勤労環境改善、雇用安定努力義務及び国、自治体の関連施策への積極的な協力義務が定められた（第4条）。女性家族部（部は日本の省に相当）長官及び雇用労働部長官は、共同で5年ごとに「女性の経済活動促進及び経歴断絶予防に関する基本計画」を策定しなければならない（第5条）、女性の賃金、職種、雇用形態、経歴断絶女性等の現況等の内容が含まれた「女性経済活動白書」を毎年発行し、公表しなければならない（第9条）。「求人・求職情報の収集等」（第11条）、「生涯周期別の女性の経歴設計及び開発相談等」（第12条）等の規定が置かれ、経歴断絶予防事業等に関して、女性家族部長官及び雇用労働部長官が、女性の経歴維持及び開発のための支援事業、女性の経歴断絶予防のための社会的・文化的認識改善事業、性差別のない職場環境造成事業等の事業を実施することと定められた（第15条）。女性家族部長官及び雇用労働部長官は、「中央女性経済活動支援センター」を指定・運営することができ（第16条）、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道又は市・郡・自治区単位の「女性経済活動支援センター」を指定・運営することができる（第17条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Y2Y1P1I10M2E0A1E0Q4U0O2Q9Q3O3Z8](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Y2Y1P1I10M2E0A1E0Q4U0O2Q9Q3O3Z8)
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211575&ancYd=20191126&ancNo=16621&efYd=20200527&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>
- [http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw\\_rpd\\_s001d.do?mid=news405&bbtSn=708190](http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=708190)

### 【中国】陸地国境法の制定

約2万2千キロの陸上国境線で14か国と隣接する中国には、国境管理の制度、法的責任等を規定する法律がなく、その立法化が過去の全国人民代表大会で提案されてきた。2018年、同常務委員会の第13期立法計画に、陸地国境法の制定が盛り込まれ、関係部門、地方政府の法規及び国際条約を整理し、国境での実践例等を踏まえて草案が作成された。2021年10月23日、陸地国境法が採択公布され（中華人民共和国主席令第99号）、2022年1月1日に施行された。

同法は、全7章62か条から成る。陸地国境とは、中国及び陸地を接する隣国との陸上領土及び内水を分ける境界をいい、中国の陸地国境の内側の一定範囲内の区域を辺境という（第3条）。国は、隣国と陸地国境を画定する条約（以下「画定条約」）を締結する。画定条約は、全国人民代表大会常務委員会が批准を決定し、国家主席が批准する（第16条）。国は、画定条約に基づき、陸地国境を実地探査して確定し、国境確定条約を締結する（第17条）。国は、国境の内側に、国境防衛の基盤施設を建設でき、隣国との協議後に、国境線上にバリケードを建設することもできる（第25条）。いかなる個人も不法に越境してはならず、不法越境者が暴力行為等に及んだとき、法執行人員は警棒や武器を使用することができる（第38条）。いかなる組織又は個人も、関係主管部門の許可なく、陸地国境付近で、無人航空機を操縦して飛行させてはならず（第39条）、永久建造物を建ててはならず（第40条）、国家の安全を害し、隣国との友好関係に影響を及ぼす活動に従事してはならない（第41条）。国は、辺境管理区を設け（第42条）、国务院の関係部門及び省級政府は、通商貿易区、経済協力区等を設けることができる（第44条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202110/5a3d27747cc542f8bcde9030a83218e2.shtml>

### 【中国】医師法の改正

近年、医師への暴力行為の頻発が社会問題となっていた中国では、全国人民代表大会常務委員会の第13期（2018～2023年）立法計画に執業医師法（1998年制定、2009年改正）の改正が盛り込まれた。審議の結果、新規の法律として医師法が2021年8月20日に制定された（中華人民共和国主席令第94号）。2022年3月1日に施行され、執業医師法は同日廃止される。

医師法は、全7章67か条から成る。医師の人格の尊厳、人身の安全は侵害されない（第3条）。医師は、登録した業務場所、業務範囲等に従って医療に従事でき、さらに、専門的訓練、審査通過を経て、行える業務を増やすことができ、医師資格を得た中国医学医師は、業務において西洋医学・薬学の技術を用いることができる（第14条）。国は、医師が定期的に県級以下の医療衛生機構で業務を行うことを奨励する（第15条）。医師が研修、遠隔地支援、緊急医療対応、公益性のある医療活動に参加する等の場合には、業務登録内容の変更を要しない（第18条）。手術等を要するとき、医師は、医療リスク、代替案等を患者に具体的に説明し、明確な同意を得なければならない（第25条）。医師は、有効な治療手段がない等の特殊な状況において、患者の明確な同意を得て、薬品の添付文書には明示されないが医学的証拠のある使用法により治療を行うことができ（第29条）、慢性疾患の再診等の医療衛生サービスを、インターネット等の情報技術により行うことができる（第30条）。医師の業務を妨害し、又は侮辱や誹謗等により医師の人格の尊厳、人身の安全を脅かすことを禁止する（第49条）。国は、医療リスク分担の機制を構築し、整備する（第52条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/d954d9fa0af7458aa862182dc50a0d63.shtml>

### 【オーストラリア】人工妊娠中絶施設周辺への立入安全区域の設定（西オーストラリア州）

2021年8月17日、西オーストラリア州（WA）において、人工妊娠中絶を行う医療施設（以下「施設」）で医療サービスを受ける者、施設のスタッフ等（以下「施設利用者等」）が、中絶に反対する者の妨害行為から自身の安全、プライバシー、尊厳等を守るため、施設周辺に「立入安全区域（safe access zones）」を設ける法律（Public Health Amendment (Safe Access Zones) Act 2021 (WA), No.9 of 2021）が成立し、翌18日に施行された。同法は、WAの2016年公衆衛生法（2016年法律第18号）に第12C章（第202N条～第202Q条。全4か条）を新たに設け、さらに第19章第6節に第306B条1か条を追加するものである。

主な内容は、次のとおりである。

施設内及びその敷地の境界から150m以内を「立入安全区域」とし（第202O条）、同区域内において、施設利用者等に対し、禁止行為（①包囲、嫌がらせ、脅迫、威嚇、進行妨害等、②本人が見聞きでき、苦痛、不安を抱く可能性が合理的に高い方法でのコミュニケーション、③合理的理由のない、歩道、道路、車両の通行妨害、又は④合理的理由や本人の同意のない写真撮影等）を行った者は、1年以下の拘禁刑及び12,000豪ドル（1豪ドルは、約83.2円）以下の罰金に処する（第202P条）。

また、施設利用者の同意又は合理的理由なく、施設利用者の特定につながる可能性の高い写真やデジタル画像等を、送信・展示・頒布し、又は本、新聞、雑誌、テレビ、ウェブサイト等へ掲載等を行った者は、1年以下の拘禁刑及び12,000豪ドル以下の罰金に処する（第202Q条）。

海外立法情報課・内海 和美

・ [https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc\\_44237.pdf/\\$FILE/Public%20Health%20Amendment%20\(Safe%20Access%20Zones\)%20Act%202021%20-%20%5B00-00-00%5D.pdf?OpenElement](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/prod/filestore.nsf/FileURL/mrdoc_44237.pdf/$FILE/Public%20Health%20Amendment%20(Safe%20Access%20Zones)%20Act%202021%20-%20%5B00-00-00%5D.pdf?OpenElement)

**【フィリピン】ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域第1回通常選挙の延期**

2021年10月28日、バンサモロ組織法（Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao: R.A.11054）第16条第13節を改正し、2022年5月に実施される国政選挙と同時期に実施することが規定されていたムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域第1回通常選挙を3年間延期し、次回の国政中間選挙と同時期の2025年5月に実施すること等を規定したフィリピン共和国法第11593号（R.A.11593）が成立した（2021年10月29日公布、同年11月13日施行、全5か条）。

フィリピン南部ミンダナオ島では、イスラーム系住民を中心としたモロと呼ばれる地域住民の自治確立等を目指したモロ・イスラーム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front: MILF）による反政府運動が続いていたが、2014年3月27日、和平合意に至り（本誌269-1号（2016年10月）p.26参照）、フィリピン共和国憲法第10条第18節の規定（組織法の制定及び住民投票）に基づき、2018年7月27日にバンサモロ組織法が成立し、2019年1月及び2月に実施された住民投票を経て、ミンダナオにバンサモロ新政府（Bangsamoro Government）が、2022年に設立されることになっていた。バンサモロ組織法は、バンサモロ新政府が設立されるまでの移行期間（3年間）に、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域（Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）の暫定政府としてバンサモロ暫定自治政府（Bangsamoro Transition Authority: BTA）を置き（第16条第2節）、BTAの解散によって移行期間は終了すると規定している（同条第1節）。BTAは、ムラド・エブラヒム（Murad Ebrahim）暫定首相を中心に、コロナパンデミックによるバンサモロ新政府確立に向けたプログラム・プロジェクトの遅延等を考慮して、BTAの任務を完了する時間を確保するために、移行期間の延長及び選挙の延期を要求していた。

海外立法情報課・日野 智豪

- <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211028-RA-11593-RRD.pdf>
- <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/07jul/20180727-RA-11054-RRD.pdf>
- <https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>